

令和3年度第1回栗原市総合教育会議 会議録

1 招集日時 令和3年10月28日(木) 午後3時20分～58分

2 招集場所 栗原市役所305会議室

3 出席構成員

市長	佐藤 智
教育長	佐藤 新一
教育委員	笠間 八十公
教育委員	蘇 武 徳 行
教育委員	久 我 一 仁
教育委員	千 葉 みどり

4 説明等のため出席した者

教育部長	白 鳥 嘉 浩
教育部次長	尾 形 寿 美
教育部次長	古 山 明 宏
教育総務課長	菅 原 浩 志
学校教育課長	菅 原 主 税
学校教育課副参事	菅 原 博
社会教育課長	佐々木 英 則
文化財保護課長	千 葉 長 彦
教育研究センター所長	松 田 良 幸
教育研究センター副参事	遠 藤 俊 哉
総務課長	佐 藤 仁
総務課秘書係長	佐々木 則 和
教育総務課長補佐	菅 原 正 広

5 開 会

午後3時20分

教育総務課長

定刻になりました。皆様、御起立願います。只今から、令和3年度第1回栗原市総合教育会議を開会いたします。よろしく願います。御着席ください。

6 あいさつ

教育総務課長

開会にあたり、佐藤市長が挨拶を申し上げます。

市長

本日は、ご多忙のところ、本会議へご出席いただき、誠にありがとうございます。

佐藤教育長を始め教育委員の皆様には、栗原市の教育行政の推進にご尽力いただき心より感謝申し上げます。

さて、早いもので今年も残すところ2ヵ月余りとなりました。今年も

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出により、市民の皆様をはじめ、児童・生徒にも様々な場面で我慢の生活を強いられることとなりましたが、ようやく、感染者も減少し、様々な活動が少しずつ動き始めました。これからは、with コロナ、after コロナに向けて地域経済の立て直しを図ってまいりたいと思いますので、引き続き、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

本日の会議では、「栗原市教育等の振興に関する施策の大綱」いわゆる「教育大綱」の見直しについての協議であります。市の教育行政の柱となる大綱でありますので、教育委員の皆様と意見交換を行い、教育施策(しさく)に生かしたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

7 協 議

教育総務課長

次に、協議に入る前に、配布資料の資料ナンバー1、栗原市総合教育会議運営要綱をご覧ください。

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、総合教育会議の運営に関し、必要な事項を定めたものであります。本日の総合教育会議に関しましても、この要綱の規定にのっとり運営を行ってまいります。

それでは、運営要綱の第3条第1項の規定により、総合教育会議の議長は、市長があたることとなりますので、ここからは、佐藤市長に議事の進行をお願いいたします。

市 長

それでは、本日の議題は、1件でございます。

会議の進行に御協力をお願いするとともに、活発な意見交換をお願いいたします。

では、(1)の栗原市 教育等の振興に関する 施策の大綱の見直しについて、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、栗原市教育等の振興に関する施策の大綱の見直しについて、ご説明いたします。

はじめに、資料ナンバー2をご覧ください。

この資料は、平成26年に公布された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、文科省 初等中等教育局長名で通知のあった、改正法の概要及び留意事項等についてから、大綱の策定についての部分を抜粋し、資料として配布させていただいております。

まず、1大綱を地方公共団体の長が定めることとする趣旨につきましては、(2)の記載にあるように「地方公共団体の長に大綱の策定を義務付け、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るもの」とされ、法に基づき、大綱の策定が義務付けられているものであります。

次に、2大綱の定義では、(1)で、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであることが、(2)では、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされ、地域の実情に応じて大綱を策定するもの。(4)では、大綱が対象とする期間等の考え方などが示されております。

次ページ、の3大綱の記載事項では、(1)で、大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられ、目標や根本となる方針の記載が考えられること、(2)では、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことなどが示されております。

これらの状況を踏まえ、現在の教育大綱の計画期間が、平成30年度から平成33年度、いわゆる令和3年度となっていることから、その内容について見直しを行うものであります。

それでは、見直し案について、ご説明いたします。

A3サイズの資料ナンバー3、新旧対照表をご覧ください。

この資料は、右半分に現行の教育大綱、左半分に見直し案を記載しており、見直しを行った箇所をそれぞれ赤書きで目立つように表記しております。

委員の皆様方へは、資料を事前に配布させていただいておりますので、見直しの主な個所の内容説明をさせていただきます。

まず、1ページの表紙であります。こちらでは、マスコットキャラクターの挿絵を削除するとともに、教育大綱の見直しによる策定年月を改めるものであります。

次に、2ページです。1本市教育の基本理念では、現行の「子どもを産み、育てやすい環境づくりを行うために」という表現を「市民一人一人が自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造できる人材の育成を目指します」という表現などに改めております。

これは、総合計画に掲げた、子育て応援事業としての「子どもの医療費助成」や「保育所・幼稚園の2人目以降無料化」などの数々の施策の実施により、住みたい田舎暮らしランキングでも評価されておりますことから、「子どもを育てやすい環境づくり」の基盤について、一定程度整備されたものと判断し、見直しを行うものであります。見直し後の表現につきましては、国の教育振興基本計画での理念の「生涯学習社会の構築を目指す」ための重点事項の1つである目指すべき姿を引用し、本市の大綱の基本理念に掲げるものであります。

次に、2策定の趣旨と内容につきましては、これまでの表現が、単刀直入でありましたことから、大綱を定めることとされた経緯や策定する理由を加筆する見直しを行うものであります。

次に、3 ページです。5 基本方針の前文では、「学府くりはら形成」の表現を、「生涯学習社会の実現」の表現に見直しを行うもので、その理由につきましては、基本方針における「学府」の表現は、学校教育に関する趣きが強いかことや、基本理念において、全市民の「生涯学習」を目指すことに見直しをすることなどによるものであります。

次に、基本方針Ⅰでは、「一人一人を生かし」の表現を「可能性を引き出し」の表現に見直しするものであります。見直しの理由につきましては、これまでの表現が伝わりづらかったことから、どなたへも全体の表現が伝わりやすいものとなるよう、中教審の答申を参考にした表現に見直しするものであります。

次に、基本方針Ⅱでは、「潤いに満ちた」の表現を、「思いやりに」の表現に見直しを行うもので、その理由につきましては、こちらも、これまでの表現が伝わりづらかったことから、説明文中にある「ともに助け合い」や「支援体制」の言葉に関連する表現として「思いやり」がふさわしいものと判断し、見直しを行うものであります。

次に、基本方針Ⅳでは、説明文中の「主体的にスポーツライフを形成し、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができる地域」の表現を「生涯を通じてスポーツに親しみ、健康・体力の保持増進による潤いと活力のある生活の実現を目指し、誰もがスポーツに親しめる環境」の表現などに見直しを行うものであります。その理由につきましては、「スポーツライフの形成」や「スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができる地域づくり」などの表現がわかりづらいことなどから、県の教育振興基本計画から引用した表現に見直しを行うものであります。

次に、4 ページ、施策の展開は、新たに項目を追加し、教育大綱の4つの基本方針と9つの「基本目標」の全体の体系を図で表現し、関連づけてわかりやすくする見直しを行うものであります。

次に、5 ページからは、7 基本目標の施策の方向性となります。まず、5 ページから6 ページにわたって掲載している基本目標の2番から5番まで、掲載順序の見直しを行っております。これは、4 ページの施策の展開による体系図を加えたことにより、掲載順番を整理する必要性を感じたことによるもので、掲載順序を子どもたちの「心の醸成」、「学力の育成」、「健康と体力」、「安全・安心」に並べ替えを行っております。また、それぞれの基本目標に掲げる「施策の方向性」の見直しにつきましては、今後、施策を展開する上で必要となる事項へ表現を改めるなどの見直しを行うものであります。

次に、6 ページの現行の基本目標5、見直し案の基本目標4をご覧ください。基本目標中から、「心身の」の表現を削除する見直しを行っております。この見直しは、基本目標中の「健康」は、身体的にも精神的にも良好な状態を指すことと捉えられることから、改めて「心

身」の表記は不要であると判断したことによる見直しであります。また、同様の理由により、7ページの基本目標9からも「心身の」の表現を削除する見直しを行っております。

以上が、見直し案の主な個所の説明となりますが、委員の皆様から、ご意見を賜り、より良い教育大綱となるよう、ご協議をよろしくお願いいたします。

本日、お配りしている資料に訂正がございますので、ここでお詫び申し上げますと共に、訂正方をお願いいたします。

4ページの施策の展開の中の体系図の基本方針2の名称、「共に助け合い潤いに満ちた」と現行のおりの記載であったが、「共に助け合い思いやりに満ちた」と本来記載すべきでありました。

ここで訂正をお詫び申し上げますと共に、ご訂正方、よろしく願います。以上でございます。

市 長

説明が終わりました。委員の皆さんから御意見をお伺いするわけでございますけれども、今回の大綱の策定にあたっては、市長として関わらせていただきながら、教育委員会事務局と整理させていただきました。大きな流れは変わらないのですが、わかりやすい表現の方が良いのではないかと考えている。

ご意見をいただく前に、「学府くりはらの創造」は、これに代わるタイトルをと非常に教育長とも悩みました。ただ、基本的には、栗原市の第2次総合計画を策定し、継承しているため、その総合計画の中で、当初、栗原市誕生と同時に「学府くりはら」と謳っておりますことから、もし、見直しをかけるのであれば、5年後の第3次総合計画を策定するときのタイミングでと考えている。

ここは、私の意見で変更しないこととしたので、ご理解いただきと思えます。

では、内容等について、ご意見をいただければと思えます。

笠間委員

私は前に、これを見た時に、ちょっと分かりづらいついて感じていたので、今回、文言の削除や言い換えをしたりとかで、すごく分かりやすくなったと思う。

それで、訂正箇所については何も不満はないが、ただ1つ、2ページの見直し案で、お役所言葉が気になった。2の策定の趣旨と内容で、下から4行目の「取り組んできているところであります。」は「取り組んできている。」でいいと思うし、下から3行目の「策定するものです。」や3の大綱の計画期間の文末、「管理を行うものとします。」は、全国的に軽易な言葉に、お役所の言葉は変えた方が良いという流れがあるので、「～します。」というような感じでいいものと思えました。

内容については、すごく良くなったと思えます。

市 長

この点は、委員さん方いかがでしょうか。私も、今読んでいて、その通りだと思います。

私もよく自己紹介で「佐藤智でございます。」というと、「やはりあなたたちは官僚の「ございます。」だな。」と言われる。「佐藤智です。でいいのだ。」と言われる。今、笠間委員からのご指摘もその通りだと感じます。

蘇武委員
市 長

その通りだと思います。すべての方が見るわけですからね。

では、そういった形で。では、順序に御発言いただきます。蘇武委員さん、いかがでしょう。

蘇武委員

私は3点、感じたことを話します。5 ページからの基本目標の中で、「子どもたちの」と付けている文章と付けていないところは、あえて分けたと思う。ただ、中身的に見れば、これは子どもたちのことだとわかるので、あえて、「子どもたちの」の言葉を入れる必要があるのかということが、1つ思った。

次にもう1つは、6 ページの基本目標4の施策の方向性の赤書き、「健康な体づくりのための基本的生活習慣の確立」とあるが、健康な体を作るためだけの生活習慣ではない。基本的生活習慣とは、挨拶をするとかの道徳的な行為をきちんとやるということも基本的な生活習慣であるので、健康な体は、生きていくために当然必要である。私としては、「健康な生活を営むための基本的生活習慣」でいいと思う。健康的な生活というのは、子どもたちが生きていくため、早寝早起き朝ごはんとかをきちんとやるのが普通だと思うので、ここは体力づくりだけのための生活習慣ではないと思いました。

それから、基本目標6の施策の方向性の「地域や学校、家庭等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進」とあるが、「通じる」というよりも、地域・学校・家庭を基本としたところから読書が広がっていくという考え方の方がいいのかなと思う。「通じる」というのは、意味がよくわからないので、ここは「基本」で良いと思う。

市 長
教育総務課長

これについて、課長は、何かありますか。

蘇武委員さんからご提案いただいた事案は、内部で検討したいと思っています。

教育長

今、話を聞いていて、基本目標の5の「健康な体づくりのための基本的生活習慣」について、基本的生活習慣は、それだけじゃないだろうということであるが、正にその通りで、健全な生活の方なのかなと思いつつ聞いていたので、事務局と相談させていただきたいと思っています。

市 長
蘇武委員

蘇武委員さん、よろしいでしょうか。

事前に資料をいただいていたので、変更等の意見を FAX などですべて送っていた方が、今日ここで指摘を受けるよりも良かったのではないかと感じた。今日、市長さんも来るので、そこで話をすればいいかとも思った。

市 長

それをやっちゃうと会議での協議にならないので、事務局で検討をお願いします。

次に、久我委員さん、いかがですか。

久我委員

市長からもあったが「学府くりはらの創造」がサブタイトルになるのですが、見直し案の基本方針や目的にも出てこなくなったので、例えば、5 ページの基本目標の中で、「学府くりはら未来塾の実施」など、どこかに入れた方がいいのかなと思っています。

前々回も、であるが、基本方針の「潤い」や「かおり」とかが、わかりづらいと話をさせていただいた中で、「潤い」が「思いやり」に変わり、基本方針Ⅲに「かおり」は残っていたのですが、これも一般の人が見と時に「誇り高い」の方がわかりやすいと思ったが、これは人の感情なので…。次に、同じく3 ページの基本方針Ⅳで、見直し案で、またここで「潤い」と出てくるが、「健康・体力の保持増進による潤い」だとわかりづらいところがあるので、例えば「健康」とかの表現がわかりやすいのかなというところであります。

また、笠間委員さんのお話のとおり、わかりやすいいい形になり、基本方針などは、言い回しが率直にわかりやすさが出てきているので良いと思いました。以上です。

市長

ありがとうございます。

実は、事務局とやり取りしている時に、「潤い」について結構、議論をしました。基本方針のⅣでまた「潤い」が出てきているのは気付かなかった。このあたり、只今、久我委員さんがおっしゃったようなことを踏まえて、修正していきたいと思います。

次に、千葉委員さんお願いします。

千葉委員

文言の関係で、2 ページの1 基本理念の上から4 行目で「地域・学校・家庭」に順番が見直されているが、3 ページの基本方針Ⅱの説明文の2 行目で「学校や家庭、地域住民が一体となった」とあるが、ここの順番は、「地域・学校・家庭」に順番を直した方が良いと思いました。

また、基本方針Ⅳであります、スポーツを通して達成感であったり、ふれあいで連帯感を得ることができるわけでありますから、「健康・体力の保持増進及び心の潤いと活力ある生活の実現」にしてはどうかと見ていました。

次に、6 ページの基本目標の4 「子どもたちの健康と体力の向上」について、今回「心身の」の表現がなくなったのですが、削除した理由として、身体的にも精神的にも良好な状態を表すのが健康であるとなっているのですが、ここでは、体力、体の体調のことしか謳っておらず、心の健康を謳っていないので、健康はどちらもそろって健康であるので、ここに「心の健康」も増えればいいのかと思っています。以上です。

市長

ありがとうございます。

最初のご指摘の、基本理念での「地域・学校・家庭」に順番を変えた件について、事務局から説明をお願いします。

教育長

私から、説明します。

「学校・家庭・地域」の表現が、いままでより多くの場面で使われてきましたが、子どもたちを支えるのは学校ではなく、地域である。

やはり、地域が先になると事務局に話をして「地域・学校・家庭」の順番にしたのであります。結局、学校は地域にあっても、学校だけでは何もできないので、学校は地域の支えがあつての学校なので、この順番が私としては理想であるとおもってやっていると事務局に話したものです。

市 長

そういうことで、千葉委員さんよろしいでしょうか。

千葉委員

はい。

市 長

教育長さんから、御発言いただいてよろしいでしょうか。

教育長

実は、この大綱は平成30年に策定したので、ちょうど、私と久我委員さんが着任し、初めての総合教育会議で協議したものでした。

その時にも、何かわかりづらいよねという話が出ており、特に、基本方針の部分の「かおり高い」とか、そのような部分の表現がわかりづらいという話が前から出てあったので、事務局としては、やることは変わっていないのだけれども、わかりやすく表現することを考えてくれ、市長さんや副市長さんとも協議した形で本日の会議で御協議いただくこととなりました。でも、皆さんで見ると、やはりまだ、いろんな感じ方があるなと思ったところです。

大枠は変わっていないというところで、その辺については御承認いただいて、若干、言葉の修正については、今後また認めてもらえればと思います。

市 長

私も、教育長さんと同じ意見で、教育大綱は、皆さんが見てもしっかりと、その方向に進まなければならないという教育長さんの考えでもありましたし、私もその通りであると思っております。

そのようなことで今回の案となりました。

蘇武委員

発言、よろしいでしょうか。

教育長さんに伺いたいのですが、3ページの基本方針の前文に「生涯学習社会の実現」という言葉が出てきたが、「学府くりはらの形成」を見直した訳であるが、大きな理由はこういったものですか。

教育長

「生涯学習社会の実現」は、国の教育振興基本計画の中に、これからの社会で生涯学習社会が目標と掲げられています。

そのため、自立・協働・創造の3つのキーワードで表している生涯学習社会がこれからの望ましい社会の在り方だと謳っており、それを参酌したようなかたちで引用しています。

学府くりはらというと学校だけに限られてしまうので、生涯学習社会ということで見直したものであります。

蘇武委員

そういった意味で、先ほど千葉委員が言った、地域・学校・家庭という、学校教育・家庭教育・地域（社会）教育のこの3つが一体となって

生涯学習を形成していくのだという考え方でいいですか。

教育長
市長
笠間委員

そうです。基盤は、やはりそこです。生涯学習社会ということです。

他にございませんか。笠間委員さん。

「潤い」に私も引っかかっている、3ページの基本方針Ⅱでそれが「思いやり」に変わって「潤い」が無くなったと思ったが、基本方針Ⅳの説明文でまた「潤い」が出てきて、私なりに考えたのが、「潤いのある生活」ということであれば、経済的ということもあるし、精神的にいうのもあるし、ゆとりある心地よい生活というのがあるので、潤いという表現も、いい気持ちで「活力のある生活」という風に捉えれば、ここの表現の「潤い」は良いのではないかと思ってました。

6ページの基本目標4の「心身の」の表現をとった部分は、その下に「健やかな身体を」という千葉委員さんがおっしゃったように心の問題が得ていないのに、ここで「心身」の表現があるのはおかしいから削除されたのは納得した。結局、ここでは体力的なことしか謳っていないので、千葉委員さんが「精神的な面も入れてもらえるといいですね。」という指摘は、それもそうだなと思った次第です。

市長

意見として、参考とさせていただきます。

他にありませんでしょうか。

(なしの声あり)

では、大綱につきましては、概ね了解いただいたというところですが、いまままでご意見をいただいた関係について、よろしければ私に一任していただき、修正後、また委員さん方に御確認いただくというところでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

では、修正の上、改めてお送りいたします。

今回、教育委員さん方へお話しさせていただきます。

私、25人学級を公約に掲げまして、教育長さんに御苦勞をかけることとなりますが、基本となるのは、しっかりと先生と子どもが向きあおうとするもので、そのためには、少人数学級を導入したいと話をしました。笠間委員さんなどは、私が教育委員会にいた際もお世話になった方で、基本的には、当時の教育委員会での経験がしっかり持っているつもりです。ですから、学力向上がよく言われますが、私は、学力向上よりもしっかりと生きる力を持った子どもを育てようという考え方は変わっていません。そのために、今回の25人学級ですとか、そういうところに力を入れ、さっそくにでも、導入したいというところで教育長さんにも頭を悩ませているところであります。

他になければ、今回の協議についてはよろしいでしょうか。

(なしの声あり)

8 その他
市長

その他について、何か事務局でありますか。

教育総務課長
市 長
蘇武委員

事務局から特に用意しているものはございません。

委員さん方から、何かございませんか。

子どもたちが、全国大会等への出場に際して、表敬訪問する場合があります、その際の、市長や教育長の立ち位置が気になっていて、主役は、表敬に来た方々だと感じています。

最近の写真では、子どもたちが前で市長さん方が脇に立っていて、主役を立てて、非常にいいものだと感じている。

市 長

まったくその通りです。主役は子どもたち、あるいは市民の方々であります。就任以来、その形になるようにしています。

そのほかになれば、進行を事務局にお返しします。

9 閉 会

教育総務課長

本日は、貴重な御意見をいただき、大変ありがとうございました。

それでは、皆さま、御起立願います。以上をもちまして、「令和3年度第1回栗原市総合教育会議」を終了いたします。お疲れ様でした。

午後3時58分